

議案第 5 号

狭山市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

狭山市勤労青少年ホーム条例（平成 9 年条例第 2 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 5 年 2 月 2 2 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

社会情勢の変化に伴い、働く青少年の利用が減少していること及び施設の事業目的が他の施設において共有されていることに鑑み、狭山市勤労青少年ホームを廃止したので、この案を提出するものである。